## ○財務省令第三十七号

食品衛生法等の一 部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第百二十一号)の施行に伴い

関税定率法施行 規則の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率 -法施行! 規則 (昭 和四十四年大蔵省令第十六号)の一 部を次のように改正する。

次 0 表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線

を付した部分のように改める。

及び調製ホエイの含 [略]	一脱脂粉乳、ホエイ[略]	配合飼料配合割合	別表(第二条関係)	改正後
[厄斗]	[同上] [同上]	配合飼料配合割合	別表(第二条関係)	

										%以上のもの	量の合計が全重量
年法律第二百三十	食品衛生法(昭和二十を除く。)であって、	表に掲げる飼料添加物	)別表第一の一の一の	年農林省令第三十五号	する省令(昭和五十一	加物の成分規格等に関	加物(飼料及び飼料添	より定められた飼料添	告示第七百五十号)に	(昭和五十一年農林省	飼料添加物を定める件

号)第十条により使用	二年法律第二百三十三	食品衛生法(昭和二十	を除く。)であって、	表に掲げる飼料添加物	)別表第一の一の一の	年農林省令第三十五号	する省令(昭和五十一	加物の成分規格等に関	加物(飼料及び飼料添	より定められた飼料添	告示第七百五十号)に	(昭和五十一年農林省	飼料添加物を定める件
用	三	+	`	物	$\mathcal{O}$	号	_	関	添	添	に	省	件

備考 三 / 匹 表中の 略 の記載は注記である。 用が禁じられている添 加物を含むこと。 略 <u>\_\_</u> <u>\_\_</u> 匹 同上 物を含むこと。 が禁じられている添加 同上

(施行期日) 附 則

この省令は、

公布の日から施行する。